

千葉市公告第424号

総合評価落札方式一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年6月1日

千葉市長 熊谷 俊人

1 総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市住宅管理システム機器等の賃貸借契約

(2) サービス概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

2020年1月1日から2024年12月31日まで

(4) 履行場所

千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 次に掲げるすべての事項を証明した者であること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること。

イ 品質マネジメントシステムの認証（ISO9001）を取得していること、又はこれと同等の品質マネジメントシステムを有すること。

ウ プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること。

エ プロジェクトマネジメントを行う責任者として、国家資格等であるプロジェクトマネー

ジャ若しくはPMPの資格を有する者又は同等の資格・経験を有する者で、本件と同種・同規模以上のシステム開発又は運用業務等において、プロジェクトマネジメントの責任者に従事した経験を有する者を配置できること。

オ 平成26年度以降に政令指定都市、特別区又は中核市において、住宅管理システム開発・保守の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター3階

千葉市都市局建築部住宅整備課住宅管理室

電話 (043) 245-5846 (直通)

電子メール jutakuseibi.URC@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等

(1) 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 配布場所等 2019年6月3日(月)から前記3の契約事務担当課において配布する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

イ 提出場所等 2019年6月3日(月)から2019年6月24日(月)までに、前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、2019年6月24日(月)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 入札参加資格確認審査の結果について、申請者あてに入札参加資格確認結果通知書を2019年6月26日(水)までに簡易書留郵便にて発送する。

5 入札説明書の交付

2019年6月3日(月)から2019年6月24日(月)まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

6 関係図書の閲覧

入札参加資格申請をした者で、閲覧を希望する者は、申込受付期間内に、前記3の契約事務担当課へ千葉市住宅管理システムに係る関係図書の閲覧申込書を提出しなければならない。

(1) 閲覧に供する資料 入札説明書のとおり。

(2) 申込受付期間 2019年6月3日(月)から2019年6月17日(月)まで

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

ア 受付期間 2019年6月3日(月)から2019年6月14日(金)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 2019年6月18日(火)

エ 回答方法 電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 受付期間 2019年6月25日(火)から2019年7月1日(月)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 2019年7月8日(月)

エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

9 入札手続等

(1) 入札日 2019年7月25日(木)

郵送による場合は、2019年7月25日(木)の午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。

(2) プレゼンテーション 8月上旬予定

(3) 開札の日時 2019年8月16日(金) 午後2時00分

(4) 開札の場所 千葉中央コミュニティセンター3階 調定室

(5) 入札方法 契約初年度に要する金額で行う。契約期間全体の総額ではないので注意すること。(参考: 入札金額=月額×賃貸借期間中の初年度に要する月数(3か月)の税抜額) また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(6) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。)

(7) 落札者の決定方法 別紙落札者決定基準に基づき、入札価格の評価である「価格点」に、企画提案書及びプレゼンテーションの評価である「技術点」を加算する総合評価落札方式を採用し、総得点(総合評価点)の最も高い入札者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、当該入札者に照会することがある。

(8) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

10 その他

(1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(6) 前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、2019年6月24日(月)までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。

(7) 令和2年度以降の予算について、本賃貸借に係る賃貸借料が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。

(8) 詳細は、入札説明書による。

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Development and maintenance services of the Chiba City housing management system

(2) Date and time of bidding:

Thursday, July 25, 2019

(Bids submitted by mail should be sent via registered mail and must be received by 5:00 p.m. on Thursday, July 25, 2019)

(3) Presentation day:

Scheduled for early August

(4) Bid opening date:

Friday, August 16, 2019

(5) Contact information:

Public Housing Construction Division,

Building Department

Urban Development Bureau, City of Chiba,

2-1 Chibaminato, Chuo-ku, Chiba,

260-8722, JAPAN

Tel. 043-245-5846

(6) Note

All procedures will be conducted in Japanese only.

別紙 落札者決定基準

1 はじめに

本基準は、「千葉市住宅管理システム機器等の賃貸借契約」に係る落札者を決定するための基準を定めるものである。

2 審査機関等

(1) 審査機関

本調達に係る審査及び評価については、学識経験者の意見を踏まえ、千葉市都市局建築部内に設置される公営住宅管理システム導入審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

審査委員会の評価員は5名とする。

(2) 審査内容

審査委員会は、千葉市住宅管理システム調達仕様書及び企画提案書作成要領（以下「仕様書等」という。）にて記述した要件を満たしているかの審査を行い、後記3に基づき点数を付与する。

3 企画提案書等の評価及び落札者の決定方法

本市にとって最適なシステムを納入することができる事業者を選定するため、予定価格の制限範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、仕様書等に明記する機能等の要件に対する企画提案書及びプレゼンテーション等の評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価落札方式を採用し、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

(1) 企画提案書等の評価

ア 技術点

企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を別表「技術点算出に関する評価項目」に基づき評価し、技術点を与える。採点方法については、以下に示す「採点基準表」に基づくものとする。この際に、最高得点及び最低得点は除くこととする。

また、評価項目の重要度に応じて重み付けを行う。

【採点基準表】

評価内容	配点
非常に優れている提案である	5点
優れている提案である	4点
標準的な提案である	3点
やや劣っている提案である	2点
劣っている提案である	1点
記載なし及び提案内容が不明確である	0点

（各評価項目のいずれかが0点の場合…失格）

【重み付け】

・非常に重要な項目・・・5倍

- ・次に重要な項目・・・・・・・・４倍
- ・重要な項目・・・・・・・・３倍
- ・比較的重要な項目・・・・２倍
- ・その他の項目・・・・１倍

※各項目における個々の重み付けについては公開しない。

イ 価格点

入札価格に応じて、０点から１００点の価格点を付与する。

価格点の算出方法は、公開しない。

(２) 落札者の決定方法

前記（１）ア及びイにて算出した合計点数が最も高い者を落札者とする。

なお、合計点数は５００点満点とし、技術点を４００点、価格点を１００点とする。

$$\frac{\text{評価点（５００点）}}{\text{配点比率}} = \frac{\text{技術点（４００点）}}{8} + \frac{\text{価格点（１００点）}}{2}$$

ア 合計点数の最も高い者（最高得点者）が２者以上ある場合（同点の場合）は、次の順序で落札者を決定する。

- ① 技術点が高い者を落札者として決定する。
- ② 技術点が同点でかつ価格点も同点の場合は、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。
このときに、出席しない者またはくじを引かない者があるときは、事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

イ 入札者が１者の場合でも、２者以上の場合と同様に入札説明書に従って入札を実施し、本落札者決定基準に基づき、企画提案書等及び入札価格に評価点を与え、落札者を決定する。

別表 技術点算出に関する評価項目

(1) 企画提案書に関する項目

番号	項目	評価に関する記載事項
1. システム構成		
1	システム概要	・提案システム全体の運用方針やデータフローに関する基本的な考え方やアピールポイントが記述されていること。
2	システム処理方法	・運用開始にあたってのデータセットアップ方法、想定される留意点について記述されていること。 ・主要な機能について、提案システムにおける処理方法（リアルタイム処理又はバッチ処理）が記述されていること。 ・リアルタイム処理（オンラインサービス）のサービス提供時間及びバッチ処理の実行時間、バックアップ等のメンテナンス処理の実行時間が記述されていること。 ・機能の修正や追加等にあたり、ユーザ側で対応可能な範囲と、プログラム改修等受注者側のメンテナンスが必要となる範囲の切り分けが記述されていること。
3	住民情報システムとの連携	・運用開始後、日次で行うデータの連携方法、想定される留意点について記述されていること。 ・運用開始後、定期的に行う振込依頼データの連携方法、想定される留意点について記述されていること。
2. システム機能		
1	基本的な考え方	・提案システムの機能に関して、基本的な考え方や設計方針等が記述されていること。 ・提案システムへの機能追加や法改正対応等、運用開始後におけるシステムの拡張性に関して、基本的な考え方やアピールポイントが記述されていること。
2	処理機能	・市営住宅管理事務の各処理において、提案システムがもつ諸機能が記述されていること。 ・本市が調達仕様書の中で求める機能に対して実現できる範囲が記述されていること。実現が難しい機能についてはカスタマイズでの対応となるのか、非対応となるのか記述されていること。 ・提案システムが印刷可能な関係帳票が記述されていること。

3	進行管理機能	・ 滞納管理業務、業務運営の各処理において、提案システムが持つ諸機能が記述されていること。 ・ 本市が調達仕様書の中で求める機能に対して実現できる範囲が記述されていること。実現が難しい機能についてはカスタマイズでの対応となるのか、非対応となるのか記述されていること。 ・ 提案システムが印刷可能な関係帳票が記述されていること。
4	その他諸機能	・ システムの運用管理（ユーザ管理、アクセス制御、操作ログの取得）等について、提案システムが持つ機能が記述されていること。 ・ 各種統計処理において、提案システムがもつ諸機能が記述されていること。 ・ 本市の市営住宅管理を取組むうえで、提案システムで提供可能な支援策等のアピールポイントが記述されていること。
3. システム基盤		
1	基本的な考え方	・ 提案システムのハードウェア構成に関して、基本的な考え方や設計方針等が記述されていること。
2	ハードウェア・ソフトウェアの構成	・ ハードウェアの構成について妥当性を判断できる説明が記述されていること。 ・ 提案システムサーバの形態について記述されていること。 ・ 使用するすべてのソフトウェアについて、ソフトウェア名やバージョン情報が記述されていること。また、適切なライセンス管理がなされていることを確認できること。
3	クライアント要件	・ クライアントにインストール又は追加する必要があるソフトウェアや各種コンポーネントについて、ソフトウェア名や必要性が記述されていること。 ・ クライアントの OS やブラウザ等に関して設定変更が必要な場合、設定変更の内容と必要性が記述されていること。
4	性能	・ 本市が要求する処理速度についての提案者の考え方、提案者が目標とする処理速度（平常時及び処理集中時）、それを検証する具体的な手法が記述されていること。
5	信頼性	・ 信頼性の要件を整理し、冗長化、停電・瞬電対策、変更履歴の取得、バックアップ、機器の定期点検について、基本的な考え方、具体的な対策が記述されていること。

6	拡張性・将来性	・提案システムが既に持つ性能を考慮し、拡張が発生する可能性や時期等に提案者の考え方が記述されていること。また、仕様書に記述した各想定に対しての考え方が記述されていること。 ・当該ソフトウェアのバージョンアップや将来性について、提案者の考え方が記述されていること。 ・提案システムの運用が終了した後、次期のシステムへのデータ引き継ぎについて、提案者の考え方が記述されていること。 ・マイナンバー法に対する対応や提案システムが対応した場合どのようなことができるようになるのか考え方が記述されていること。
7	ネットワーク	・ネットワークの構築方法について、セキュリティ、冗長化等による可用性、実現に要する手法等が具体的に記述されていること。 ・具体的なネットワーク図、使用機器等が記述されていること。
8	セキュリティ	・提案者のセキュリティ要件に関する基本的な考え方、方針が記述されていること。
4. 開発業務		
1	開発の進め方	・開発の進め方や業務の進行管理に関して、提案者の基本的な考え方、開発手法、概要等が記述されていること。 ・既存システムの受託業者との役割分担が記述されていること。
2	開発体制	・開発プロジェクトを進める体制と開発に係る要員、また、その要員の経験年数及び実績が記述されていること。 ・提案者と本市の役割分担が工程別に記述されていること。
3	開発スケジュール	・開発工程の進め方及び設計開始から稼働までのスケジュールが記述されていること。 ・システムの機能及びシステムの基盤の設計・構築の工程や工程別の作業項目が詳細に記述されていること。 ・進捗管理の手法及び、進捗状況の確認手段について記述されていること。
4	品質管理	・導入システムの品質確保及び品質向上に対する提案者の考え、それを実現する手法等が記述されていること。 ・運用開始までに想定しているテストの範囲、規模、手法について記述されていること。 ・テストの実施に関して提案者と既存システム業者と本市との役割分担が記述されていること。

5	導入支援	・プロジェクトを効率的かつ円滑に進めるための、提案者の考え方やアピールポイントが記述されていること。 ・端末の操作研修における実施方法や研修項目、スケジュール等が記述されていること。
5. 運用・保守サポート		
1	基本的な考え方	・システム運用及び保守サポートについて、提案者の基本的な考え方が記述されていること。
2	業務内容	・システム運用及び保守サポートの内容、範囲が記述されていること。 ・提案者側の保守体制が記述されていること。 ・想定されるシステム障害に対し、復旧に要するまでの時間の目安が記述されていること。 ・システム運用及び保守サポートについて、提案者と本市の役割分担が記述されていること。
6. その他		
1	類似システムの導入実績	・他の自治体での導入実績（導入している市区町村名、導入時期）が記述されていること。
2	自由記述	・本市が要求している機能以外で、備わっていると良いと思われる機能が記述されていること。 ・上記機能を追加する際に別途費用を要する場合は、その追加費用について記述されていること。

（２）プレゼンテーションに関する項目

番号	項目	評価内容
1	画面の見易さ	画面のレイアウト、文字の大きさ、配色、画面遷移、表示範囲（スクロールの有無）
2	操作機能	検索方法、データ抽出、入力方法、メニュー・ナビゲーション
3	その他	ユーザビリティ向上のための工夫等